

令和 8 年度入学支度金給与奨学生募集要項

一般社団法人養秀同窓会は、能力があるにもかかわらず経済的理由により大学進学が困難な首里高校生の難関大学並びに医学部・歯学部・薬学部等への進学を促進し、大学等進学率の改善を図るとともに次代を担う人材の育成を促進するため、国が重点支援しているスーパーグローバル大学並びに医学部・歯学部・薬学部への進学を支援するための奨学金（入学支度金）を給与する令和 8 年度奨学生を募集します。

1 募集人員

難関大学進学者、医学部・歯学部・薬学部大学進学者 計 5 名

2 応募資格

(1) 首里高校に在学又は卒業し、令和 8 年 4 月に次の大学に進学する者

北海道大学	千葉大学	上智大学
東北大学	東京外国語大学	東洋大学
筑波大学	東京芸術大学	法政大学
東京大学	長岡技術科学大学	明治大学
東京医科歯科大学	金沢大学	立教大学
東京工業大学	豊橋技術科学大学	創価大学
名古屋大学	京都工芸繊維大学	立命館大学
京都大学	岡山大学	関西学院大学
大阪大学	熊本大学	立命館アジア太平洋大学
広島大学	国際教養大学	一橋大学
九州大学	会津大学	神戸大学
慶應義塾大学	国際基督教大学	中央大学
早稲田大学	芝浦工業大学	

※夜間学部及び通信制学部は除く。

② 県内外の医学部・歯学部・薬学部に合格した者

③ 評定平均 A 段階（4.3）以上の者（卒業時）

④ 過卒生は一浪までとし評定平均は問わない

(2) 人物、学力ともに優れた首里高校生であって経済的理由により修学困難な者

(3) 「沖縄県の県外進学大学生奨学金」を受けていない者

3 奨学金：入学準備金 20 万円を給与する

4 出願書類（2）～（3）の書類は首里高校進路指導部にそろえてあります。

(1) 所帯全員の所得証明書（現住所のある市町村長の発行するもの）

※失業者、生活保護世帯については、それぞれ雇用保険受給資格者証、生活保護受給証明書を提出

(2) 奨学願書（第 11 号様式） (3) 奨学生推薦書（第 12 号様式）

5 申込期間：令和 8 年 3 月 10 日(火)～3 月 25 日(水)まで

6 申込方法：出願書類をすべてそろえ、首里高校進路指導部へ提出してください。

7 奨学生の決定

本会は、提出書類に基づき奨学生を 3 月 30 日(月)までに決定し、本人に通知する。

8 問い合わせ先：養秀同窓会事務局

9 申込場所：首里高校進路指導部（奨学金係）

養秀育英奨学金(入学支度金給与)に関する細則

(目的)

第1条 一般社団法人養秀同窓会(以下本会という)は、能力があるにもかかわらず経済的理由により大学進学が困難な首里高校生の難関大学並びに医学部・歯学部・薬学部等への進学を促進し、大学進学率の改善を図るとともに次代を担う人材の育成を促進するため、国が重点支援しているスーパーグローバル大学並びに医学部・歯学部・薬学部への進学を支援するための奨学金(入学支度金)を給与する。

(基金)

第2条 奨学金(入学支度金)は、養秀育英奨学基金を充てる。

2 本会会員、首里高等学校職員、旧職員、PTA会員及び一般からの寄附を募り、育英事業の運営並びに同事業の拡大を図る。

(給与の条件・対象)

第3条 奨学金(入学支度金)の給与をうける者は、人物、学力ともに優れた首里高校生であって経済的理由により修学困難な者とする。

2 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

① 次に掲げる指定大学に合格した者。ただし、夜間学部及び通信制学部は除く。

北海道大学	千葉大学	上智大学
東北大学	東京外国語大学	東洋大学
筑波大学	東京芸術大学	法政大学
東京大学	長岡技術科学大学	明治大学
東京医科歯科大学	金沢大学	立教大学
東京工業大学	豊橋技術科学大学	創価大学
名古屋大学	京都工芸繊維大学	立命館大学
京都大学	岡山大学	関西学院大学
大阪大学	熊本大学	立命館アジア太平洋大学
広島大学	国際教養大学	一橋大学
九州大学	会津大学	神戸大学
慶應義塾大学	国際基督教大学	中央大学
早稲田大学	芝浦工業大学	

② 県内外の医学部・歯学部・薬学部に合格した者

③ 評定平均 A 段階(4.3)以上の者(卒業時)

④ 過卒生は一浪までとし、評定平均は問わない

3 奨学生は、県外指定大学及び医学部・歯学部・薬学部、総計5人程度とする。

(奨学金申込)

第4条 奨学金を申し出る者は、次の書類を首里高等学校長に提出しなければならない。

(1)所帯全員の所得証明書(現住所のある市町村長の発行するもの)

※失業者、生活保護世帯については、それぞれ雇用保険受給資格者証、生活保護受給証明書を提出

(2)奨学願書(第11号様式)

(3)奨学生推薦書(第12号様式)

(4)その他本会が指示する書類

(選考の方法)

第5条 奨学生採用候補者の選考に関する資料作成は、首里高等学校長に一任する。

2 選考に関しては、選考委員会を設ける。選考委員会は、学校側と本会で構成する。

3 選考に関する資料に基づき、奨学生候補者を選考する。

4 選考後の事務処理は、本会が行う。

(採用候補者の決定)

第6条 本会は、選考の結果に基づき、奨学生候補者を3月31日までに決定する。

(給付額)

第7条 奨学金(入学支度金)は、一人当たり20万円とし、4月10日までに給与する。

(奨学金の変更)

第8条 奨学金(入学支度金)の変更については、本会正副会長会の承認を必要とする。

(委任)

第9条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付則

この細則は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

この細則は、令和5年(2023年)10月28日改定し、令和6年4月1日から施行する。